

令和4年9月12日

保護者 様

山都町立矢部中学校  
校長 富士川 晶三

## 新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養期間等の見直し と感染症対策の基本的対処方針の変更について

日頃から、本校の教育活動にご理解とご協力をいただいておりますことに、心より感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルスの感染者数が以前に比べて多い状況や一定数を維持している点を踏まえ、「新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養期間等の見直し」について、熊本県教育委員会から文書が届きましたので、一部抜粋して下記に記述します。

つきましては、本通知を踏まえたうえで、感染症対策の徹底にご協力願います。

なお、今回の見直しは9月7日（水）から適用となり、同日時点で患者である場合も適用となります。

### 記

#### 1 有症状患者の療養期間等

(1) 入院している人

- ・従来から変更なし

(2) 入院している人以外

・発症日から7日間経過し、かつ、症状軽快後24時間経過した場合には8日目から解除が可能

・ただし、10日間が経過するまでは、感染リスクが残存することから、検温など自身による健康状態の確認や、高齢者等ハイリスク者との接触、ハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等、自発的な感染予防行動の徹底が求められる。

#### 2 無症状患者の療養期間等

(1) 検体採取日からの療養解除可能日については従来から変更なし。

(2) 加えて、5日目の検査キットによる検査で陰性を確認した場合には、5日間経過後（6日目）に解除が可能。ただし、7日間が経過するまでは、感染リスクが残存することから、検温など自身による健康状態の確認や、高齢者等ハイリスク者との接触、ハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等、自主的な感染予防行動の徹底が求められる。

#### 3 療養期間中の外出自粛について

(1) 有症状の場合で症状軽快から24時間経過後又は無症状の場合

- ・外出時や人と接する際は短時間とし、必ずマスクを着用すること。
- ・移動時は公共交通機関を使わないことなど、自主的な感染予防行動を徹底することを前提に、食料品等の買い出しなど必要最小限の外出を行うことは差し支えないものの、療養期間中の出勤、登校は必要最小限の外出としては認められない。

#### 【問合せ先】

矢部中学校 教頭 西田

TEL 0967-72-3810







